

令和5年度 第2回歯科口腔保健審議会 議事概要

◎ 日時

令和5年8月24日（木） 10時00分～11時30分

◎ 場所

議会棟2階 第6委員会室

◎ 出席者

《委員》巻会長、清水委員、坂田委員、金子委員、武石委員、野田委員、
大久保委員、安井委員、滑川委員、田島委員、斎藤委員、青木委員

《事務局》齋藤保健部長、今野副理事 他

《傍聴人》2名

◎ 欠席者

田中委員、大谷委員、山口委員

◎ 会議資料

《事前配布》

- ・次第
- ・歯科口腔保健審議会委員名簿
- ・令和5年度第1回歯科口腔保健審議会関係課職員名簿
- ・さいたま市歯科口腔保健審議会規則
- ・資料1 (仮称) さいたま市健康づくり計画素案 (案)
- ・参考資料1 歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標一覧 (案)
- ・参考資料2 令和4年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況
- ・参考資料3 (仮称) さいたま市口腔保健センターの整備について

1 開会

- ・議事録は、会長一任により承認いただき、公開することによろしいか。

《委員》異議なし

2 議事

(1) 会長選出

さいたま市歯科口腔保健審議会規則第2条第1項に基づき、会長として巻委員が選出されるとともに、同条第3項に基づき職務代理として金子委員が指名された。

(2) さいたま市ヘルスプラン21（第2次）、さいたま市歯科口腔保健推進計画の最終評価について

事務局より資料に基づき説明。

《資料》

- ・資料1 (仮称) さいたま市健康づくり計画素案(案)
- ・参考資料2 令和4年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況

<御意見・質疑>

巻会長：本審議会において、さいたま市ヘルスプラン21（第2次）、さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理を行ってきた。今年が計画期間の最終年度となることから、これまでの取組み、課題を含め事務局から最終評価の報告があったが、各団体のこれまでの取組み内容について金子委員、補足等はあるか。

金子委員：記載のとおりである。

巻会長：安井委員、御意見いかがか。

安井委員：結果については相対的に努力の成果がでている。

人口動態の形態も変わってくる所であり、同じ人をずっと見ているわけではない。このことからベースラインについては、恒常的に全体を抑えていくのは難しいところもある。しかし、高齢者に関しては、次の事業計画の中でフォーカスを絞って対応の方が効果は出やすい。

巻会長：大久保委員、歯科衛生士会として御意見いかがか。

大久保委員：資料1の56ページに事業所歯科検診についての記載があるが、新型コロナウイルスの影響もあり、歯科検診事業の依頼がストップしており歯科検診が再開されていない。行政として今後、歯科検診が再開、実施されるための方策はあるか。また、「40歳代」が対象となっている目標指標があるが、歯科衛生士会の事業として関わるのが難しい年代である。働き盛りであり、健康に気を付けなくていけない年

代でもあることから、40歳代の方々を中心に行政と歯科医師会、歯科衛生士会で何か事業を推進できるとよい。

巻会長：今の御意見は、次期の計画に関わっていくことであることから、次期計画の説明後に事務局から大久保委員の意見についてお答えいただきたい。

滑川委員、御意見いかがか。

滑川委員：現計画については、良い結果が出ている。

ベースラインと令和4年度の結果を比較しているような記載となっているが、この間の数値の推移はどうなっているか。例えば、「40歳代における進行した歯周炎を有する人の割合」について、ベースラインと令和4年度の結果を見比べるとその間の数値がすべて悪化傾向であるか。

巻会長：本審議会において、目標指標の推移については進行管理を行っているが、委員改選もあったことから事務局に報告いただきたい。

事務局：「40歳代における進行した歯周炎を有する人の割合」の数値については、微増、微減している状況があり、ベースラインから悪化傾向が令和4年度まで続いているわけではない。

巻会長：医師というお立場から武石委員、御意見いかがか。

武石委員：産業保健全体としても、事業所に普及啓発、周知を行うことは難しい状況がありながら歯科保健を推進していくということで、今までの取組みに加えて事業所の団体と協力する等多面的に取り組んでいくとよい。

巻会長：武石委員には本審議会において、産業保健についての貴重な意見をいただいている。

今回は、現計画の評価ということもあり、引き続き委員として参画していただいている委員に御意見をいただいた。

本審議会としては、現計画の評価について容認、評価し、課題については次期計画に引き継ぎ、引き続き歯科保健を推進していただきたい。

(3) 次期さいたま市健康増進計画の策定について

事務局より資料に基づき説明。

《資料》

- ・資料1 (仮称) さいたま市健康づくり計画素案 (案)
- ・参考資料1 歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標一覧 (案)
- ・参考資料2 令和4年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況

巻会長：まず、「さいたま市健康づくり計画」という名称については、安井委員御意見いかがか。

安井委員：さいたま市が健康づくり計画を策定したという意味では、よろしいのではないか。

巻会長：その他、御意見いかがか。

ないようであれば、事務局の提案通り、「さいたま市健康づくり計画」という名称を了承する。

委員一同：よろしい。

巻会長：事務局の説明とおり、令和5年度第1回の本審議会では、大目標、中目標、各目標指標について了承している。今回は、具体的な取組み内容、新規に追加した目標指標「ゆっくりよく噛んで食べる人の割合（1～15歳）」の採用について検討していく。

まず、歯科疾患の予防について、「歯科検診を行っている事業所の割合」の指標があるが、先程の大久保委員からの意見について事務局から回答をいただきたい。

事務局：大久保委員からは、40歳代を対象にした歯科口腔保健事業について御意見いただいた。40代は就労世代であることから、事業所における歯科検診の割合を増やすため、事業所に対する周知、啓発を引き続き推進していくとともに、国の国民皆歯科検診などの動向も注視していく。

巻会長：大久保委員いかがか。

大久保委員：今後の取組みについては理解したが、実際に歯科検診の実施に繋がって

いくつかは不安である。

事務局：最新の事業所への調査結果から新型コロナウイルスの影響と歯科健診が義務付けられる「有害な業務」を取扱う事業所以外の歯科検診は義務ではないため、実施していないという意見があった。

すぐに歯科検診の導入を進めるのは困難であるため、まず歯科保健の重要性を事業所に知っていただきたいと考えている。そのため、研修の開催だけでなく、事業所内で研修ができる媒体の提供等、啓発に取り組んでいく予定である。

巻会長：大久保委員いかがか。

大久保委員：事業所への情報提供方法は。

事務局：本市では、健康経営に取り組んでいる企業が加入している、さいたま健幸ネットワークがあることから、まずその加入企業に周知予定である。

大久保委員：コロナ禍においても歯科検診を実施していた事業所はある。そういった事業所を一例として紹介すると他の事業の参考にもなるではないか。

巻会長：事務局では調査をとりまとめ、具体的なアクションについて審議会で報告いただきたい。

続いて、歯科疾患の予防について歯科医師会の具体的な取組み等清水委員、御意見いかがか。

清水委員：歯科医師会として市の歯科健康診査の委託を受けている。2年ほど前から、妊婦検診も実施し良好な結果がみられている。引き続き、市民の歯科保健の向上のため受診者数の増加に注力するとともに、かかりつけ医を持つことにも繋げていきたい。

巻会長：各団体の取組みについて、金子委員御意見いかがか。

金子委員：次期計画については、概ねよろしい。1点質問があるが、資料1の52ページと55ページ、現計画の目標指標である「3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受

けている幼児の割合」はそれぞれのベース値の違いから達成状況の評価が違っている。ベース値の取り方は。

事務局：「ヘルスプラン2 1（第2次）」は平成25年から令和5年までの計画で、ベースラインは平成24年度、中間値は平成28年度、直近値は令和4年度であり、「さいたま市歯科口腔保健推進計画」は、平成27年度から令和5年度までの計画で、ベースラインは平成25年度、直近値は令和4年度となり、対象は同じであるが、それぞれ調査の時期が異なるため、評価にずれが生じたものと考えられる。

金子委員：次期の計画は、どちらの結果を踏まえて策定しているか。

事務局：「ヘルスプラン2 1（第2次）」の歯科に関する指標は、「さいたま市歯科口腔保健推進計画」と同じ指標を採用していることから次期の計画においては、「さいたま市歯科口腔保健計画」の評価を基に策定している。

金子委員：「さいたま市歯科口腔保健計画」の評価を基に策定とあれば、「3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合」はD評価となるが次期計画の目標指標には入っていない。

事務局：本市では、1歳6か月児歯科健康診査実施時にフッ化物塗布を希望者に実施しており、健診時のフッ化物塗布実施者は97.3%である。国の次期計画の数値目標(案)は、「15歳未満におけるフッ化物応用の経験がある者」であり、その目標値80%を既に達成している状況から次期計画の目標指標には採用していないが、今後も市民に対してフッ化物の応用について周知、啓発を行っていく。

金子会長：現状のフッ化物塗布では、1歳児までが対象となっており、保育園、幼稚園児が抜けている。可能であれば、3歳児歯科健診とフッ化物塗布をセットに行う制度をつくると、現計画の「3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合」の数値は上がるかと思うが。

事務局：関係課と連携して検討していく。

巻会長：他に質問いかがか。滑川委員、学識経験者として歯科疾患の予防について御

意見いかがか。

滑川委員：ライフステージに応じた取組みについてわかりやすく記載したほうがよいのではないか。

巻会長：事務局は具体的な取組みについての記載を、可能な範囲でライフステージに応じた表現をしていただきたい。

安井委員：「20歳以上におけるむし歯のない者の割合」について、国は「20歳以上における未処置歯を有する者の割合」を参考指標としている。「むし歯がない」という表現であると、処置歯も未処置歯もないということになり、目標値の達成は非常に困難である。国と同様に未処置歯を放置しているという意味とし、国の指標を合わせるのがよいのではないか。

事務局：検討する。

巻会長：続いて、「生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上」について検討を行う。

「ゆっくりよく噛んで食べる人の割合（1～15歳）」の指標への採用と、各指標に対する目標値について御意見いただきたい。

安井委員、御意見いかがか。

安井委員：本計画に行動目標が入ることは非常に良い。目標値についてもベースラインを考慮すると妥当であろう。対象年齢については、もう少し上がってもよいが、この対象年齢で生活の基礎を作るという意味合いであればよろしい。

巻会長：対象年齢については考慮の必要があるが、現時点では指標、目標値については了承でよろしいか。

武石委員、医師の立場から御意見いかがか。

武石委員：よろしい。

巻会長：野田委員、薬剤師という立場から御意見いかがか。

野田委員：重要な項目でありよろしい。

巻会長：他に御意見いかがか。

安井委員：「80歳代で20歯以上の自分の歯を有する者の割合」について、対象が80歳から89歳以上となり実態を調べるのが難しく、国は80歳にフォーカスを当てている。定点観測ができるよう国と同様の指標の採用を検討いただきたい。

事務局：市の歯科健康診査の数値を採用している。現計画も同様の指標を採用しており、目標数値は設定していなかったため、今までの推移を踏まえて目標値を設定させていただいた。

巻会長：80歳とすると埼玉県後期高齢者広域連合の歯科健診の対象となる。

引き続き80歳代を対象としてよろしいか。

安井委員：よろしい。

巻会長：では、目標指標としては引き続き80歳代を対象としていく。

他に齋藤委員、御意見いかがか。

齋藤委員：非常にわかりやすく、市民としても納得できる内容である。歯と食は関連が深く、食育との関連がある指標があり今後が楽しみである。

巻会長：具体的な取組みについて坂田委員御意見いかがか。

坂田委員：具体的な取組みについて十分考慮されていると思う。資料1の56ページ「3歳児で不正咬合等が認められる幼児の割合」が悪化傾向ということに驚いている。口腔機能発達不全症という疾患があるが、乳幼児からの口腔機能の獲得がスタートラインになっているとしたら、妊産婦の時から生まれてくるお子さんの口腔機能に対する啓発を進めることは重要である。う蝕や歯周病の予防だけではなく口腔機能に関する内容にも着目したプランができるとよいと思う。

巻会長：坂田委員の御意見は非常に重要なことである。具体的な市の取組みの内容は素案（案）に記載されていないが、口腔機能の獲得・維持・向上について、歯科医師会、歯科衛生士会、行政で協力して今後取組んでいく必要があるため、本審議会からは、具体的な検討についての会議を開催する方向で進めていけるようお願いしたい。他に御意見いかがか。

滑川委員：乳幼児からの口腔機能の獲得はライフステージにおいても非常に重要である。一方、加齢性変化である誤嚥についても重要であり、素案（案）にお口の体操や舌体操等記載があるが、具体的な取組みについて今後検討の必要がある。

巻会長：事務局は事業計画をしっかりと行ってほしい。

安井委員：現在、歯を失う数は減っているが、自身の歯を放置することも増えている。「50歳以上の咀嚼良好者の割合」を増加するためには、市民の取組みとして歯の喪失を放置しない等補綴処置を行い、噛める状況を維持する意識を持っていただけると良い。

巻会長：広報等を行い市民に理解いただくということによろしいか。

安井委員：よろしい。

巻会長：次に、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な方に対する歯科口腔保健について、田島委員御意見いかがか。

田島委員：障害者、障害児の施設を運営しているさいたま市社会福祉事業団では歯科検診を毎年行っている。毎年の検診の積み重ねでようやく口を開けることができるようになった方を見ていると、すぐに歯科の治療や歯科検診を受けることが難しい現状がある。民間の福祉施設も増えており、そこに通われているお子さんや成人の方がどのように歯科治療や歯科検診をうけているのか疑問があるため、障害をお持ちの方に、より広く歯科検診等歯科保健を進めていけると歯科治療に繋がる。

巻会長：素案（案）に記載のある具体的な取組みを実施していき、障害者、障害児が利用する施設での歯科検診を進めていただきたいということによろしいか。

大久保委員、歯科衛生士会として御意見いかがか。

大久保委員：歯科衛生士会も障害者施設での事業があり、田島委員と同様の意見を伺うことがあり、治療できる場所等情報が少ないという声もある。施設を実際に訪れて講話等をしていただきたいという話も聞くため、歯科医師会と歯科衛生士会が協力をして活動ができればと思っているので、当審議会でも検討いただきたい。

巻会長：坂田委員、歯科医師会としていかがか。

坂田委員：障害をお持ちの方の歯科検診は継続して実施していかないと難しい。

施設のスタッフの方々が歯科保健の重要性を理解いただくことが施設全体の歯科保健の向上につながる。

継続するためには何が必要か考えていく必要がある。

巻会長：行政が施設職員に対して研修を行っていることは理解している。研修に関しては、参加できる施設が限られており、情報が行き渡らない可能性もあるため、今後施設に赴くことなどで理解を深めていただければ、目標値の達成は難しいのではないか。

今後の取組みについて事務局から説明願いたい。

事務局：障害者、障害児、要介護高齢者が利用する施設での歯科検診実施数は、国も本市も引き続き採用している目標指標である。坂田委員の御指摘のとおり、国も歯科検診の実施には施設職員の意識の醸成が重要であることから、研修会等の開催が効果的であるとしている。本市としても集合やオンラインの研修会等開催方法を工夫している。しかし、現状として研修会等に参加できる施設とできない施設があることは事実であることから、周知の方法については関係課と連携しながら広く実施していく予定である。

巻会長：着実に進めていただきたい。

素案の構成について野田委員、御意見はいかがか。

野田委員：本計画について薬剤師会が関わっていない。薬局や薬剤師をもっと活用していただきたい。現計画の結果は、歯科医師会、歯科衛生士会の取組みにより得たものであろう。

昨年頃から、高齢者に対するオーラルフレイルについて、啓発活動を薬局で行うこ

とが義務付けられた。その方法については、歯科医師会に協力を仰ぎ、歯科専門職以外でも対応できるようなアプローチ方法を教えていただいている。

同時に、現場では飲み込みにくさを訴える患者もいる。その際、医師だけの報告しかしていないが、嚥下機能が関連していることから歯科医師とも連携していくべきと考えている。また、薬局は衛生物品の販売場所でもあるため、オーラルフレイルを予防するような機能も発揮できるのではないか。

巻会長：本計画において薬剤師会が関与する部分も検討いただきたい。

今後も歯科医師会、薬剤師会は連携していく予定である。

その他御意見無ければ、会議の名称、計画素案（案）については、了承し、本計画を着実に進行していただきたい。

他に御意見がないことから、進行を事務局にお返しする。

4 報告

事務局より資料に沿って報告

(1) (仮称) さいたま市口腔保健センターの整備について

《資料》

・参考資料3 (仮称) さいたま市口腔保健センターの整備について

(2) 切れ目のない歯科保健の推進について

大久保委員：行政と歯科衛生士会で連携し、学齢期の歯科保健を進め切れ目のない歯科保健を推進していくため、引き続き検討するとともに進捗状況を本審議会で報告いただきたい。

5 閉会